

発議案第39号

橋本淳議員に対する問責決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月22日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横山博美	印
	同	伊東幹雄	印
	同	江野沢隆之	印
	同	林隆文	印
	同	大塚裕介	印
	同	小澤宏司	印
	同	木下映実	印
	同	緑川利行	印
	同	正田富美恵	印
	同	末永隆	印
	同	立川清英	印
	同	西村幸吉	印
	同	林利彦	印
	同	成田忠志	印
	同	山口勇	印

同 河 野 慎 一 印
同 松 崎 寛 文 印
同 塚 本 路 明 印

提案理由

議会は、橋本淳議員に対して猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

これが本案を提出する理由である。

橋本淳議員に対する問責決議

議員は、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位による影響力を不正に行使してはならず、その責務を深く自覚し、市民の信頼に応えるため、より高い倫理観を持たなければならない。

議会及び秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会が、会議規則等の法令・ルールにのっとり調査し議決を行う一方で、橋本淳議員は、事実と異なる情報を会報に記載するほか、無秩序に発信できるブログで「告発は不当だ！」「強行採決」などと情報発信し、あたかも議会及び同委員会が、法令等に基づかず、不公平・不公正な決定をしているかのごとく発信している。このことは、議会に対する市民の信頼を失墜させる行為で、決して看過できるものではない。

そもそも、議会及び委員会は合議体である。合議体の構成員である橋本淳議員が、その意思決定について、事実を曲解し、「不当」「強行採決」などと、合議体の外部かつ不特定多数の者が閲覧できるインターネット上で喧伝することは、議会に対する背信行為でもある。

また、「告発は不当だ！」の文言については、弁護士の意見を踏まえ記載したとのことから、当該弁護士への事実確認のため、氏名・連絡先の報告を求めたにもかかわらず、かたくなに拒否する態度にも不信感が募るばかりである。

議会は、会派代表者会議をたびたび開催し、正副議長及び橋本淳議員を除く全ての会派代表者が内容の是正を求めた。たび重なる指摘により、不十分ながら、会報では記事の撤回及び謝罪、ブログでは文言訂正に至ったものの、指摘があれば訂正すればよいという姿勢で誤情報を発信するのは無責任であり、公人である議員としてあるまじき行為である。

よって、議会は、橋本淳議員に対して猛省を促すとともに、議員としての責務を自覚するよう強く求める。

以上、決議する。

平成28年12月22日

八千代市議会